我孫子市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第59条第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業である小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を対象施設等において利用する子どもの保護者の経済的負担の軽減を図るため、我孫子市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業(以下「利用支援事業」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在籍する全ての子どもを対象として提供している標準的な開所時間がおおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年間39週以上である施設等のうち別表に定める基準を満たすと市長が認めるものであって、次に掲げる施設等ではないものをいう。
 - ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
 - イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
 - ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
 - エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等 (法第11条の規定による子どものための教育・保育給付(第3号ア において「子どものための教育・保育給付」という。) 若しくは法第30条の2の規定による子育てのための施設等利用給付(第3号イにおいて「子育てのための施設等利用給付」という。) を受けている又は児 童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に規定する施設が実施する同法第6条の3第12項に規定する事業(第3号ウ

において「企業主導型保育事業」という。)を利用している満3歳以上の小学校就学前の子どもの数が、当該施設を利用する満3歳以上の小学校就学前の子どもの数のおおむね半数を超えない施設等を除く。)

- (2) 対象子ども 市内に居住し、かつ、対象施設等をおおむね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上及び年間39週以上利用し、当該利用した日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の子どもをいう。
 - ア 子どものための教育・保育給付を受けている者
 - イ 子育てのための施設等利用給付を受けている者
 - ウ 企業主導型保育事業を利用している者
- (3) 利用料 対象施設等に在籍する全ての子どもに提供する保育等に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料(入園料、施設整備費、延長保育又は預かり保育の利用料、実費徴収費(食材費、通園費等の対象施設等において提供される便宜に要する費用)その他これらに類するものを除く。)をいう。
- (4) 給付金 市長が保護者に対し支給する利用料に相当する額の給付金をいう。

(対象施設等決定基準の適合審査申請)

第3条 利用支援事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等 の事業者は、我孫子市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様 な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定基準適合審査申請書(様式第 1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 対象施設等として決定をしたときは我孫子市地域における小学校就学前の子 どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書 (様式第2号)により、申請を却下したときは我孫子市地域における小学校 就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等 決定基準適合審査申請却下通知書(様式第3号)により、当該申請を行った 事業者に通知するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、本市の区域外に所在する施設であって、当該施設が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)から対象施設等として決定を受けているものについては、同項の規定による申請によらず、市長が対象施設等として決定をした施設とする。

(対象施設等の決定の取消し等)

- 第5条 市長は、対象施設等が、偽りその他不正な手段により前条の規定による対象施設等の決定を受けたと認めるとき又は対象施設等の決定を辞退したときは、対象施設等の決定を取り消すものとする。
- 2 前条第2項の規定にかかわらず、本市の区域外に所在する施設等が、当該施設が所在する市町村から対象施設等の決定を取り消されたとき又は対象施設等の決定を辞退したときは、市長が対象施設等として決定をした施設としないものとする。

(対象費用)

第6条 給付金の対象となる費用は、対象子どもの保護者が対象施設等に支払 う利用料とする。

(給付基準額)

第7条 対象子ども1人当たりの給付基準額は、1月につき2万円とする。ただし、利用支援事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度から起算して過去3か年の平均月額利用料の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)が2万円を下回る対象施設等を利用する子どもに係る給付基準額は、当該平均月額利用料の額とする。

(給付金の額)

第8条 給付金の額は、対象子どもの保護者が現に対象施設等に支払った月額 の利用料の額又は月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の支給申請等)

- 第9条 給付金の支給を受けようとする対象子どもの保護者は、我孫子市地域 における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 事業支給申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長が定める期限まで に、市長に提出しなければならない。
- 2 対象施設等は、市長が定める期限までに、前条の規定による申請に係る対

- 象子どもの在籍が確認できる月ごとの名簿を市長に提出しなければならない。 (支給決定等)
- 第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは我孫子市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定通知書(様式第5号)により、支給しないことを決定したときは我孫子市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書(様式第6号)により、対象子どもの保護者に通知するものとする。

(支給の方法)

第11条 給付金は、対象子どもの保護者から指定された金融機関の口座に本 市から直接振り込むことにより、支給するものとする。

(支給決定の取消し)

- 第12条 市長は、対象子どもの保護者又は対象施設の偽りその他不正な手段 により、対象子どもの保護者が給付金の支給の決定を受けたと認めるときは、 当該決定を取り消すものとする。
- 2 市長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、我孫子市地域 における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 事業支給決定取消通知書(様式第7号)により対象子どもの保護者に通知す るものとする。

(給付金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により給付金の支給の決定を取り消した 場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象 子どもの保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることがで きる。

(関係書類の整備)

第14条 対象施設等は、利用支援事業に係る帳簿及び関係書類を整備すると ともに、利用支援事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年 間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

第15条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の 支給の決定を受けた対象子どもの保護者又は代理人に対し報告を求め、又は 調査することができる。

(指導及び監査)

- 第16条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、少なくとも、おおむね1年に1回は、対象施設等に対し講習等の方法により、指導を行うものとする。
- 2 市長は、特に必要と認める場合は、実地により対象施設等に対し、指導又 は監査を行うことができる。
- 3 市長は、対象施設等が本市の区域外に所在する場合においては、対象施設等が所在する市町村が実施した指導又は監査の内容を共有することにより、前2項に定める指導又は監査に代えることができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

対象施設等の決定基準

項目	基準の内容
1 従事する者の数	地域における小学校就学前の子どもを対象とした集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上であること。ただし、一の施設等につき2人を下回ってはならない。
2 従事する者の資	地域における小学校就学前の子どもを対象とした集団活動に従事する者のおおむね3分の1(集団活動に従事する者

格

が2人の施設等にあっては、1人)以上は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者、保育士又は看護師(准看護師を含む。)の資格を有する者であること。ただし、1日の利用子どもの数が5人以下の施設等にあっては、都道府県知事等(都道府県知事及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市又は児童福祉法第59条の4第1項の児童相談所設置市のそれぞれの長をいう。以下同じ。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者でもよいものとする。

3 設備(集 団活動構が 設備が る場 る場

- (1) 集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」という。) のほか、便所(手洗設備を含む。)及び給食を提供す る場合にあっては、調理室(自らの施設等内で調理 を行わない場合にあっては、調理及び保存に関し必 要な機能を有する設備)があること。
- (2) 集団活動室の面積は、おおむね子ども1人当たり 1.65㎡以上であること。
- (3) 必要な遊具、用具等を備えること。

4 非常災害に対する措置

(1) 建物がある場合

- ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備 が設けられていること。
- イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対 する定期的な訓練を実施すること。
- ウ 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法 (昭和25年法律第201号)第2条第9号の2

	に規定する耐火建築物(以下「耐火建築物」という。)又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物 (以下「準耐火建築物」という。)と、3階以上に 置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団 活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐 火建築物ではない場合においては、アに規定する 設備の設置及びイに規定する訓練に特に留意する こと。 (2) 建物がない場合
	 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペース
	の確保など必要な対策をとること。
5 集団活動内容	(1) 子ども一人一人の心身の発育及び発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。
	(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実
	 施していること。
6 給食(給	子どもの年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)
食を提供	等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従
する場合	って調理すること。
に限る。)	
(-1200)	
7 健康管	子どもの健康観察等を通じて、日々の子どもの健康を管理
理・安全確	するとともに、子どもの安全に配慮した活動を行うため必
保	要な健康管理及び安全管理を行うこと。
8 利用者	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、
への情報	説明及び情報提供を行うこと。
提供	
** V	
9 備える	職員及び利用する子どもの状況を明らかにする帳簿等を

帳簿	整備しておかなければならないこと。
10 会計	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示す
処理	ること。
	(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成する
	こと。
	(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができ
	るように必要な会計事実を明瞭に表示すること。
	(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類
	の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、
	みだりにこれを変更しないこと。